

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の基本理念

第3節 計画の位置付け

第4節 計画の期間及び見直しの時期

第5節 計画の策定体制

第1節 計画策定の趣旨

障害者基本法は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、市（地域）における障害者の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。

こうした中、平成15年4月には、障害のある人の自己決定を尊重するため、行政が障害のある人に必要なサービスの内容等を決定する措置制度から、障害のある人が自ら事業所と契約し、サービスを選択できる支援費制度へと転換しました。そして、平成18年4月には、障害者自立支援法が施行され、身体障害者及び知的障害者に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障害者も含めた一元的な制度へと移行しました。さらに、平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として施行され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充が図られるなど、この10年間で、障害福祉施策は大きな変革をとげました。

こうした状況に対応するため、本市では、平成19年3月に、障害者基本法に基づく第1次障害者福祉基本計画（平成19年度～平成22年度）を策定し、障害のある人が、地域で生きがいをもって安心して暮らせる福祉社会の実現を目指し、保健福祉分野をはじめ、教育・雇用・建設・交通・情報通信・防犯・防災など、幅広い分野の施策を総合的に推進するとともに、障害福祉施策の変革に対応するため、計画期間を延伸し次期策定期間を検討していましたが、この度、新たに次期計画となる「第2次光市障害者福祉基本計画」を「第4期光市障害福祉計画」と一体的に策定することとなりました。

本計画は、計画期間を平成27年度から平成29年度の3年間とし、障害者基本法の基本理念の実現に向け、光市総合計画後期基本計画や各種計画等と整合性を図りながら、共生社会の実現に向け、実効性のある計画として策定するものです。

第2節 計画の基本理念

本市では、光市総合計画（後期基本計画）のもと、3つの「わ」（対話・調和・人の輪）が織りなす「やさしさ」を視点に、「やさしさあふれる「わ」のまち ひかり」を目指すべきまちの姿として掲げ、さまざまな分野において施策を推進しています。

その中でも、障害福祉施策においては、光市総合計画のほか、障害者基本法等の関係法令を踏まえて作成した「光市障害者福祉基本計画」を策定し、障害者福祉に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する体制を構築しています。

しかしながら、障害福祉施策も時代の流れとともに変化し、本計画の基本となる障害者基本法も平成23年8月に改正が行われ、従来の「リハビリテーション」や「ノーマライゼーション」を一步推し進めた、すべての国民が等しく基本的人権を享有できる「共生社会の実現」が目的となっています。

こうしたことから、本計画の策定に当たっては、「共生社会の実現」と「やさしさあふれる「わ」のまち ひかり」を基本とし、下記に掲げる基本理念のもと、障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合うための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものとしします。

基本理念

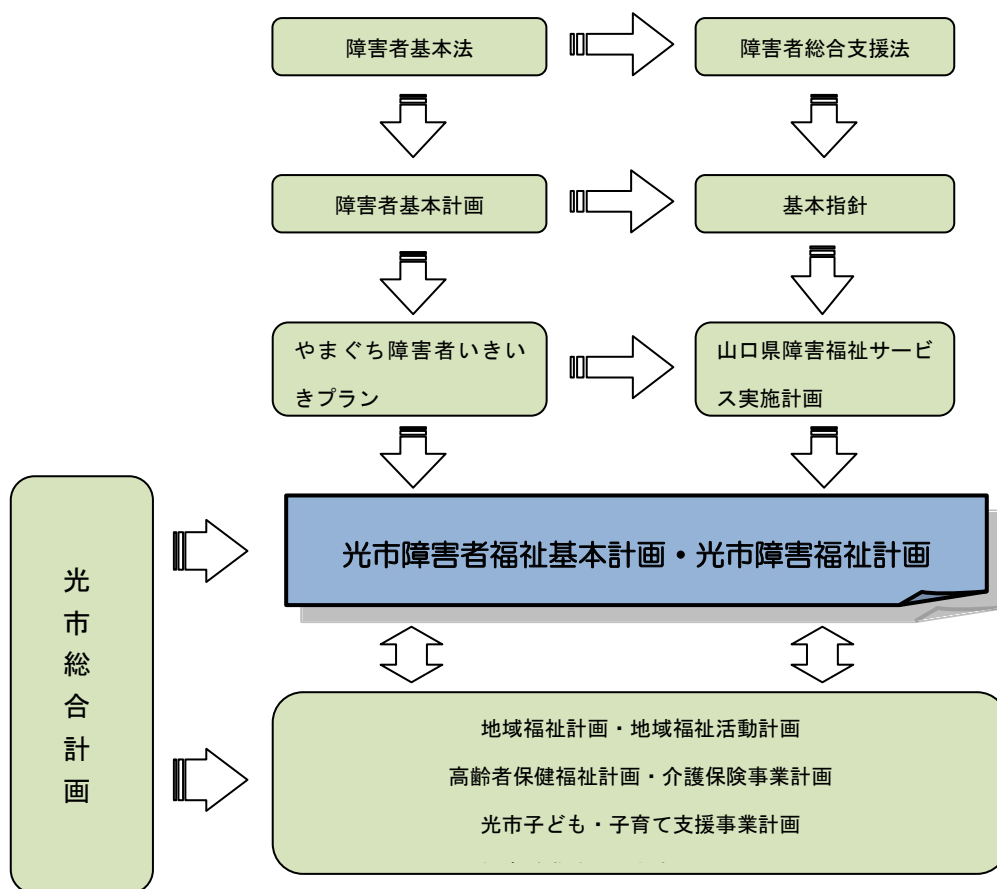
第3節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「障害者福祉基本計画」と障害者総合支援法第88条の規定に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

「障害者福祉基本計画」は、本市の障害者福祉施策の基本的な考え方や方向性を示し、「障害福祉計画」は、障害のある人の実態やニーズを踏まえながら、光市の実情に応じた障害のある人に対する障害福祉サービスの量や障害福祉サービスの提供基盤の整備など、県および周南圏域との調整を図り定めるものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」との整合性を確保するとともに、新たに策定される「山口県障害福祉サービス実施計画」を踏まえ、上位計画である「光市総合計画」はもとより、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめとした、福祉保健部内のその他の計画との調和を図りながら推進していきます。

(計画の相関図)



障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法（抜粋）

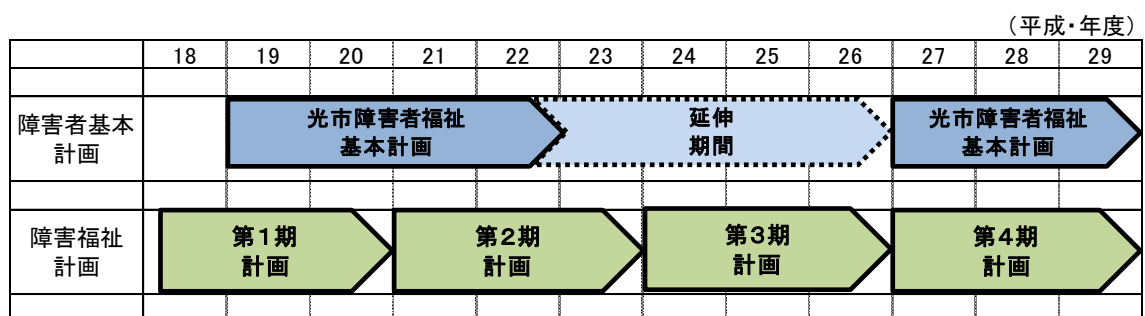
（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第4節 計画の期間及び見直しの時期

第2次光市障害者福祉基本計画および第4期光市障害福祉計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、平成29年度に次期計画に向けた見直しを行います。

計画の期間



第5節 計画の策定体制

<意見の聴取>

計画の策定にあたっては、共生社会の実現に向け、さまざまな分野から広く意見を聴取するため、これまで計画策定の役割を担っていた光市地域自立支援協議会委員に加え、新たに社会教育団体等より2名、公募による委員2名を加え、光市障害者福祉基本計画等策定協議会を意見集約の場として位置付けます。

また、障害のある人の実態、サービス利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人向けに意識の把握を行うため、福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施し、このアンケート調査を基に、光市障害者福祉基本計画等策定協議会にて、意見の聴取を行いました。

<関係部署・県との連携>

第2次光市障害者福祉基本計画については、国の「第3次障害者基本計画」や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」の基本方針に基づきながら、「光市総合計画」の実現に向けた実施計画として策定を進めます。

第4期光市障害福祉計画については、市内の関係部署との協力体制はもとより、山口県との連携のもと、周南圏域（光市、周南市、下松市）での調整を行い、圏域でのサービス確保に努めるとともに、県の「山口県障害者福祉サービス実施計画」との整合性を図りながら策定を進めます。

光市地域自立支援協議会

障害者総合支援法（抜粋）

（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くよう努めなければならない。

（組織図）

